

嘉手納基地所属 F - 1 5 戦闘機の飛行再開に対する意見書

1 1月2日に米国ミズーリ州で、同州兵部隊所属の F - 1 5 戦闘機が戦闘訓練中に空中分解し、墜落する事故を受けて、1 1月4日から飛行を停止していた嘉手納基地所属の F - 1 5 戦闘機が1 1月26日午前から飛行を再開した。

米軍は、墜落事故の原因が明らかにされてない中、空軍全体へ通達された整備指導要領に基づき、広範囲、かつ、入念な点検を行い、1機につき15時間以上の時間を費やし、飛行再開を行なったとのことである。しかし、同機は米本国においてこの半年間で今回を含め4件の墜落事故を起こし、飛行再開後は1機が緊急着陸、1機が着陸後にトラブルが発生し、機体のチェックを受けた。また、1 1月28日には更なる点検が必要になり飛行停止の措置がとられた。

そのような中で今回の点検そのものが無意味で、決して安全性が保証されたものとはいえない。

本町議会は、ことあるごとに欠陥が指摘されている F - 1 5 戦闘機の即時撤去を求めてきたところであるが、事故原因が公表されない中での飛行再開は、到底容認できるものではなく、嘉手納基地周辺住民は強い憤りを禁じえない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を速やかに公表させること。
- 2 老朽化、欠陥機と指摘されている F - 1 5 戦闘機を即時撤去させること。
- 3 嘉手納基地での負担軽減を速やかに実施させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年12月3日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長